

# 卒業生による事業・演奏会補助に関する内規

## (目的)

第1条 この内規は常葉大学教育学部初等教育音楽専攻の卒業生の音楽活動及び音楽教育活動を支援する「卒業生による事業・演奏会補助」(以下事業補助)の運用に関し、その細部を規定することを目的とする。

## (事業補助の対象)

第2条 事業補助の対象は次の各号全てを満たすものであって、役員会が適当であると認めたものとする。なお補助は4回以上受けられないものとする。

- (1)主催者(申請者)が常葉大学教育学部初等教育課程音楽専攻の卒業生であること。

## (事業補助の要件)

第3条 事業補助の対象となる事業は各年度最大2件までとする。

2 事業補助を申請する場合、その事業が次の各号全ての要件を満たしていなければならない。

- (1)音楽及び音楽教育の研究発表等を目的としていること。
- (2)営利を目的としないこと。
- (3)政治・宗教等特定の主義主張に偏っていないこと。
- (4)その他本研究学会の主旨に適していると判断されること。

## (事業補助額)

第4条 事業補助額の規定を以下の通りとする。

- (1)自己負担金の内、事業当日に係る施設利用料及び備品使用料の最大50%を補助する。  
(入場料を徴収する場合は、会場最大収容数の80%相当の金額を入場料予算として計上し、自己負担金を算出すること。)
- (2)人件費、交通費、接待費等は補助の対象としない。
- (3)補助の上限を5万円とする。
- (4)振込手数料は申請者の負担とする。

## (事業補助の申請)

第5条 事業補助の申請を行おうとする者は以下の書類一式を静岡音楽教育研究学会事務局(〒422-8581 静岡市駿河区弥生町6-1 常葉大学教育学部初等教育課程 音楽専攻 明和研究室)に送付しなければならない。詳細は別紙「申請・報告の手引き」を参照すること。

- (1)卒業生による事業・演奏会補助申請書(様式第1-1号)
- (2)事業・演奏会補助計画書(様式第1-2号)
- (3)事業・演奏会補助収支予算書(様式第1-3号)
- (4)卒業生による事業・演奏会補助申請者調書(指定書式)
- (5)施設利用料、備品使用料がわかる資料(施設利用案内のコピー、施設ホームページからの印刷物等)

## (決定及び通知)

第6条 役員会は提出された申請書類を審議の上、補助の可否を決定するものとする。

2 事務局は決定通知をメールにて申請者に送付するものとする。

(事業補助決定後の取り扱い)

第7条 申請者は決定通知を受け取った後のパンフレット、プログラム等の案内状において、本研究学会の補助事業であることを表記するものとする。

(内容変更)

第8条 事業補助を受けた申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合、あらかじめ役員会の変更承諾を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1)事業の名称、実施期間及び実施場所を変更するとき。
- (2)実施内容を変更するとき。
- (3)入場料を変更するとき。
- (4)演奏会を中止または延期するとき。

(事業後の報告)

第9条 補助を受けた申請者は、以下の書類を提出しなければならない。なお、提出された報告書はホームページや実践報告集で公開される。

- (1)卒業生による事業・演奏会補助実施報告書(様式第2-1号)
- (2)事業・演奏会補助報告書(様式第2-2号)
- (3)事業・演奏会補助収支決算書(様式第2-3号)
- (4)施設利用料及び備品使用料支払いの領収書(コピー)
- (5)その他の添付書類(事業当日の写真、チラシ、プログラム等)

(その他)

第10条 事業・演奏会終了後、予算と内訳等があまりに違う場合は理由書の提出を求めることがある。

2 不適切と思われる運営(申請書の内容と異なる事業であった。申請書、報告書に虚偽または隠蔽と思われる事実が判明した。等)があった場合、事業・演奏会終了後に補助金の返却を請求することがある。

附則

この内規は、2019年4月1日から施行するものとする。

2020年4月1日改正